

2023 年度事業計画

1 仲裁・調停等業務及び事前相談への対応等

- スポーツに関する紛争を解決するため仲裁・調停を行うとともに、競技者などからの相談に応じる。
また、上記の手続きの経費支弁が困難な社に対しての事務費用の支援を行う。
(toto 助成事業)

スポーツ仲裁・調停申立件数 仲裁 17 件 調停 5 件
事務費用支援件数 (1 事案 1 当事者 30 万円 仲裁・調停 8 件)

- 競技者などからの事前相談については、スポーツに係る紛争の解決についての知見を有する者が、取りうる事が可能な方法などについて情報の提供などを行う。(toto 助成事業)

相談対応者 仲裁・調停等専門員 (弁護士) 3 名程度 (交代で対応)
仲裁・調停等専門委託員 1 名
仲裁・調停補助職員 1, 2 名程度 (2 名の場合は交代対応)

- 我が国のスポーツ仲裁・調停制度が世界的な動向と歩調を合わせて進んでいけるよう、関係者が多数参集する国際的なシンポジウムに職員を派遣し、海外のスポーツ仲裁を実施している団体などとの交流による情報交換をおこない、今後のスポーツ仲裁・調停制度等の改善に生かす。(toto 助成事業)

2 スポーツ仲裁シンポジウムの開催

- スポーツ仲裁・調停等に関する各方面の理解を増進するため、シンポジウムを開催する。(toto 助成事業) なお、2023 年度 4 月で団体創立 20 周年を迎えることから、20 周年記念シンポジウムとして開催する。

開催時期：テーマ未定

3 理解増進活動等の展開

- (1) 競技者・指導者等を対象とする活動 (スポーツ庁委託事業)
競技者・指導者等に対してスポーツ仲裁・調停制度への理解を深め、制度の活用

の促進を図るとともに、スポーツにおけるトラブルが事前に防止できるよう、研修会やアウトリーチ活動を行う。

○ 研修会

事業の受託後、速やかに競技団体への研修会の案内を行い、研修会を希望する団体と調整を行い、6回程度実施する。

○ アウトリーチ活動

国民体育大会の開催に合わせて会場でのアウトリーチ活動を実施する。

(2) 競技団体などを対象とする活動（スポーツ庁委託事業）

競技団体に対して自動応諾条項の採択をはじめ、広くガバナンスの向上についてメンター派遣を行うこと等によりコンサルティングを行う。

(3) 仲裁人等を対象とする活動（スポーツ庁委託事業）

仲裁人等の候補者に対して研修会を行う。具体的には、昨年度から実施しているオンラインによる研究会を年6回程度実施する。

(4) 海外への派遣研修の実施（スポーツ庁委託事業）

スポーツ法に造詣の深い弁護士、研究者に特定の研究テーマを設定し、海外の大学やスポーツ法専門の法律事務所、国際学会に派遣して調査し資質の向上を図るとともに、その成果を広く活用する。

(5) ドーピング紛争に関する海外派遣研修（スポーツ庁委託事業）

国内の若手法律専門人材から適切な者を選定し、海外のドーピング紛争裁定実績のある機関等へと派遣することにより、文献だけでは分からない多様な事案についての審問や証拠収集等の実務経験を積ませることによって、ドーピング紛争対応の中核を担う人材を育成するとともに、結果管理に係る海外関係機関とのネットワーク構築等を行う。

さらに、諸外国の最新のドーピング紛争事例等の調査研究派遣研修を通じた情報収集及び派遣先等におけるフォーラムへの参加等、様々な機会を活用して、諸外国の最新のドーピング紛争事例等の調査及び研究を行い、その結果を国内へ還元する。

4 スポーツ仲裁制度の在り方に関する調査研究

2022年度におこなったスポーツ仲裁制度に関する海外調査、国内の他分野の仲裁制度の調査、関係団体の意見聴取に基づいて、今後のスポーツ仲裁制度の在り方について更なる調査検討を行う。